**○四国地方整備局告示第五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　坂出都市計画道路事業三・三・九号富士見町線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分

香川県坂出市本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、文京町一丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目及び富士見町一丁目地内

使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年四国地方整備局告示六十六号中讃広域都市計画道路事業三・四・百十号南条町土器線

三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百八十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで | 前 | BA 九・二〇～五四・〇〇メートル | 五・八〇〇キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | BA 九・二〇～五四・〇〇 二〇・二〇～九八・〇〇 二〇・二〇～九八・〇〇 | 五・八六〇 五・八〇〇 五・八六〇 | |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号及び三百八十号 | 大洲市若宮字ヤクシマル九八五番一から同市若宮字レイメン九五八番一二まで | 四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年一月二十三日

**○北海道開発局告示第五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・四・三二五号中原通及び三・三・三〇四号南大通

三　事業施行期間　自平成二十一年七月十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第八十号の事業地のうち江別市東野幌地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

# 国会事項

## 衆議院

**常任委員長辞任**

一月十六日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

経済産業委員長　吉田おさむ

**報告書受領**

一月十九日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第三回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

# 人事異動

## 内閣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する

川﨑　研一

（環境省大臣官房参事官（併）自然環境局自然環境整備担当参事官）環境事務官　大庭　一夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室参事官を命ずる（以上一月十二日）

（内閣府大臣官房参事官（総務課及び政策評価広報課担当））内閣府事務官　田中愛智朗

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当）（併）大臣官房政府広報室国民対話担当室参事官）同　林　幸宏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　石塚　昌志

（内閣府大臣官房（併）政策統括官（防災担当）付参事官）内閣府事務官　太田　秀也

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　亀村　幸泰

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を命ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　高田　潔

（内閣府大臣官房参事官（政府広報室））内閣府事務官　長谷川秀司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する（各通）

（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（国際経済担当））（併）内閣府本府経済財政国際室参事官）同　林　幸宏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

内閣官房国家戦略室室員を免ずる